

落札後の注意事項

★ 権利移転手続き

入札終了後に三次市から落札者へメールにて、落札が決定された旨を通知し、物品引渡しまでの手続きを案内します。

■ 必要な費用

契約締結期限までに

契約保証金	・ 契約保証金は予定価格（最低落札価格）の10%以上の納付が必要です。 ・ すでに納付済みの入札保証金を契約保証金とすることができます。その場合、入札保証金のほかに契約保証金を支払う必要はありません。
-------	--

代金納付期限までに

売払代金の残	・ 落札者が三次市に直接支払う代金は、落札金額から契約保証金額（入札保証金額）を除いた金額です。 ・ 落札金額の残金は、三次市の定める売払代金納付期限までに納付する必要があります。三次市が送付する納付書又は銀行振込により納付してください。
--------	---

※ご注意

上記費用は、それぞれ必要な期限までに一括して納付してください。なお、落札物件の運搬等に伴う費用は落札者の負担となります。また、上記以外に書類の郵送料、振込手数料が必要になることがあります。

■ 必要な書類

- ・ 必要な書類の一部は三次市ホームページからダウンロードできます。
- ・ 身分証明書（落札者が個人の場合のみ）
- ・ 三次市から落札者へ送信したメールをプリントアウトしたもの

■落札者（落札者が法人の場合は代表者）以外の方が権利移転手続きを行う場合

落札者本人（落札者が法人の場合はその代表者）が売払代金の支払い手続きを行えない場合、代理人が売却代金の支払い手続きを代行できます。その場合、委任状、落札者本人と代理人双方の住所・氏名が確認できる公的機関発行の証の写しが必要となります。なお、落札者が法人で、法人の従業員の方が支払いを行う場合もその従業員が代理人となり、委任状などが必要となります。

■ 権利移転の時期と要する期間

権利移転の時期	落札者が売払代金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。
---------	--------------------------------

登記手続き完了 までの期間	—
------------------	---

★ 重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

危険負担	契約締結から売却物件引き渡しまでの間に、当該物件が三次市の責に帰すことのできない事由により滅失または、き損した場合には、三次市に対して売払代金の減免を請求することはできません。
引渡条件	・売却物件は、落札者が売払代金を納付した時点の状況（現況有姿）で三次市が指定する場所において直接引き渡します。指定場所まで来られない場合は、落札者負担で対応してください。 ・落札者は、物件情報詳細ページなどの記載内容と実地に符合しない事項が売却物件にあることを発見しても、それを理由として契約の締結を拒んだり、落札の無効を主張したり、売払代金の減額を請求することはできません。 ・引渡手続きに係る一切の費用は落札者の負担となります。 ・自動車の場合は、三次市より落札者に「譲渡証明書」をお渡ししますので、落札者により「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局または自動車検査登録事務所で所有者移転登録（名義変更）または「所有者変更記録申請」の手続きを行ってください。 ・手続き終了後、すみやかに所有者変更後の「自動車検査証」、「登録識別情報等通知書」、「輸出予定届出証明書」または「永久抹消登録／解体届出手続き完了のお知らせ」等の写しを三次市に提出してください。なお、手続きに係る一切の費用は落札者の負担となります。
入札保証金の取扱い	落札者は物件情報詳細ページなどに記載された契約締結期限までに、三次市と売却物件の売買契約を締結しない場合、参加申込み時に納付した入札保証金は没収になります。
契約保証金の取扱い	売買契約締結後、入札保証金を契約保証金に充当する場合は、契約保証金の納付は不要です。
使用用途の制限	—
移転登記前の使用制限	—

■落札後の注意事項に関するお問合せ

三次市 総務部 財産管理課 住宅・財産活用係

電話：0824-62-6161

FAX : 0824-62-6137

メール : zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp

受付時間 : 平日の午前 9 時から午後 5 時